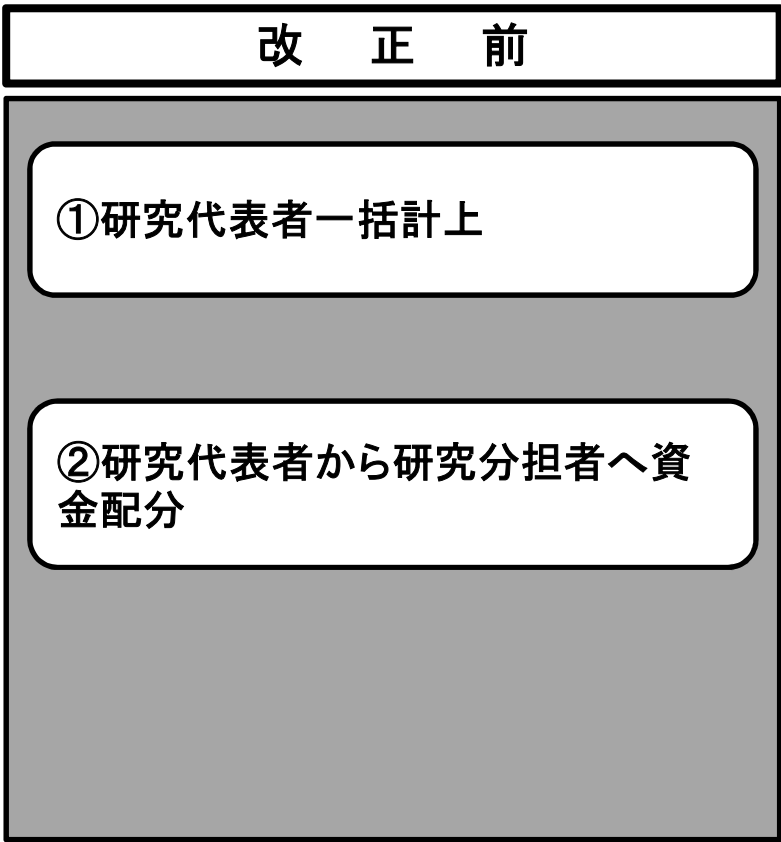
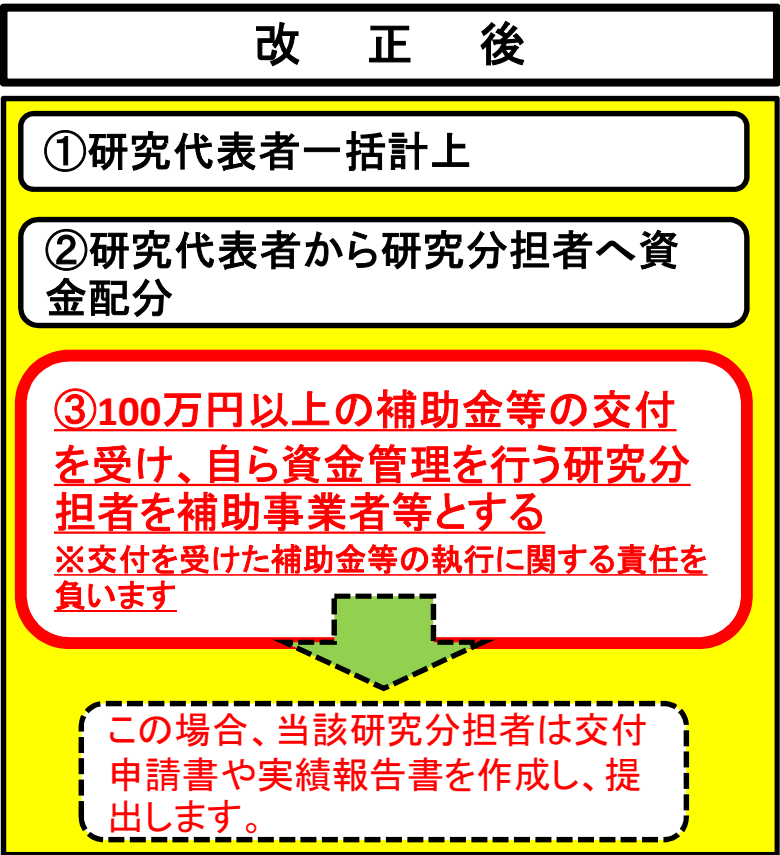


厚労科研費等の交付事務手続に係る改正の概要

- 改正の要点は、適化法上の「補助事業者等」の範囲を改めるものです。従来は、研究代表者のみを「補助事業者等」としておりましたが、この取扱いでは研究代表者に過度の負担を課している可能性があること、また、100万円以上の補助金の交付を受け、自ら資金管理する研究分担者も補助金の管理に相応の責任を負うべきという観点から、こうした研究分担者も「補助事業者等」に加えることができるという改正を行うものです。
- 平成29年度から、厚労科研費等の配分方法に以下のとおり③の選択肢が追加されます。
研究代表者は以下のいずれかから厚労科研費等の配分方法を選択します。



事務手続の流れ（改正内容）

（この「事務手続の流れ」では、厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金をまとめて「補助金等」といいます。）

- 平成29年度から補助金等の交付事務手続の一部を改めることとしました。
- 改正の要点は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）上の「補助事業者等」の範囲を改めるものです。補助金等において、従来は補助事業者等は「研究代表者」のみとし、研究代表者が研究計画の遂行や補助金等の管理・執行責任を全て負いました。この運用に関して、研究代表者に過度の負担を課している可能性があること及び100万円以上の補助金等の交付を受け、自ら資金管理を行う研究分担者（以下、「補助金等の交付を受ける研究分担者」という。）も当該補助金等の管理に相応の責任を負うべきという観点から、補助金等の交付を受ける研究分担者も適化法上の補助事業者等に加えることができるという改正を行うものです。
- 具体的には、①研究代表者一括計上、②研究代表者から研究分担者へ資金配分、③補助金等の交付を受ける研究分担者を補助事業者等とする、という選択肢の中から研究代表者が決定するもので、①②はこれまでの運用、③の選択肢が追加されます。
- これにより、研究代表者に加えて、補助金等の交付を受ける研究分担者は、補助金適正化法上の責務を負い、交付を受けた補助金等の執行に関する責任も負うこととなります。
- なお、研究計画の遂行責任は従前どおり研究代表者が負うものであることに変わりありません。
- この改正に伴う事務手続の主な変更点は以下の朱字のとおりです。（各種書類の提出期限には変更はありません。）

